

2021年4月26日  
ピジョンタヒラ株式会社

## 新型コロナウイルス 緊急事態宣言の対象区域における業務対応ご連絡

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言が関西圏及び東京都に発出されました。

つきましては、当該地域で事業活動を行う下記の拠点・営業所におきましては、宣言終了までの期間在宅勤務を基本とした業務体制となりますので、ご案内申し上げます。

### 【在宅勤務を基本とした業務を実施する拠点】

- ・ピジョンタヒラ本社（東日本営業部、東京営業所、広域販売G、管理部、計画部、マーケティング部）
- ・ピジョンタヒラ大阪（西日本営業部、大阪営業所）

### 【対象期間】

2021年4月26日(月)から緊急事態宣言終了まで

### 【お問い合わせ】

営業に関するお問い合わせにつきましては、各営業担当に直接ご連絡ください。

下記メールやホームページでも お問い合わせをお受けしております。

メール : [hhcinfo-admin@pigeon.com](mailto:hhcinfo-admin@pigeon.com)

ホームページ : [https://www.pigeontahira.co.jp/inquiry\\_no\\_products/](https://www.pigeontahira.co.jp/inquiry_no_products/)

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます

以上